

# イギリス植民地期における多人種主義とムラユ性の構築

糸 林 誉 史\*

## The Construction of Multiracialism and Malayness in British Colonial Period

Yoshifumi Itobayashi

要 旨 植民地体制は、植民地支配者と被植民地支配者の両方に、消しがたい痕跡を残す本質的なものであり、植民地体制は、植民地住民だけでなく植民地宗主国人をも徹底的に改編していく過程であった。英領マラヤにおいても植民地体制は、西洋と原住民社会、白人と有色人、ムラユ人と非ムラユ人、といった範疇を作り出してきただけでなく、マレーシア独立後も、エスニシティや国民という同一性を構成する上で重要な役割を果たしてきた。しかし、ポストコロニアリズムの視点からは、このような範疇や同一性を懐疑せざるをえない。なぜなら植民地体制における範疇を、分析の基本として無批判に受け入れる研究は、密かに植民地体制を再認し保存しているのではないかという疑いからである。本稿では、シンガポールにおける多人種主義とムラユ範疇の構築性を記述するための予備的考察として、まず植民地体制における人口センサスにおいて、植民地住民の人種範疇の変遷を見た上で、英領マラヤに駐在した二人の植民地行政官の著作を通じて、ポストコロニアリズムの視点から植民地宗主国人の植民地主義イデオロギーを読みとる。

### 1 はじめに

イギリスは、18世紀末から19世紀初めにかけてペナン、マラッカ、シンガポールを次々と支配し、インド、中国へとつながる海上交易の東南アジアでの拠点を築いた。だが海峡植民地の時代では、それらの港市は、交易ネットワーク上の点にしか過ぎなかった。イギリスがマレー半島において領土獲得へと動き、スズ鉱山やゴム・プランテーションの開発などの殖産興業をはかり、積極的に植民地経営に乗り出すのは19世紀後期からであった。

現在の西マレーシアのほぼ中央部にあるペラ (Perak) 地域は、ラルトにおいて、1848年にムラユ人首長ロン・ジャアファル (Long Jaffar) が鉱脈を発見したことに始まり、それを契機に中国人クーリーが大量にペラ地域に入り込んだ。やがてスズ鉱山の開発が引き起こした「ラルト抗争」は、ムラユ人支配層によるスルタン位継承争いと秘密結社間の政治的混乱に乗じて締結した「パンコー

---

\*本学講師 文化人類学

ル条約」(1874年)と、後述するイギリス人初代ペラ理事官バーチの暗殺事件(1875年)、同事件関係者の処罰と反英勢力に対する武力制圧の一連の事件に連なっていく。1890年代に始まるイギリスによる領域的介入政策である。

本稿では、シンガポールにおける多人種主義とマレー範疇の構築性を記述するための予備的考察として、東洋学による人種主義的な範疇が導入された1921と31年の人口センサス報告書を検討した上で、「マレー連合州」時代における「複合社会(plural society)」的状况および「ムラユ性(Malayness)」構築の背景を、英領マラヤの植民地体制のなかで見つめる。具体的には、イギリスによる領域的介入策への移行過程の中で、真っ先に直接的な支配下に入ったペラ地域に駐在した二人の植民地行政官の著作を通じて、ポストコロニアリズムの視点から植民地主義イデオロギーを読みとってみたい<sup>1)</sup>。

## 2 シンガポールにおける多人種主義

### (1) 多人種主義と PAP

シンガポール共和国は、1959年にイギリス植民地当局より自治権を認められ、1965年に誕生した、「多人種(multiracial)」を政治イデオロギーに持つ国民国家である。イギリス植民地体制が解体し、さらにマレーシア連邦主義も終焉を迎えた後、シンガポールの国民を結びつけるものとは、「持続可能な生存にむけて、平等で自立した諸個人の心性のもとでの、文明あるいは民族的な伝統を普遍化した共通の絆」だけであった(Chun 1994: 50)。リー・クアンユーに率いられた人民行動党(PAP)が、独立後に直面した問題は、アジア移民の居住地にすぎなかったシンガポールには、土地に固有の統治のための伝統や機構が存在しないことだった。多数派の中国系移民にしても、隣接するマレーシアやインドネシアの「ムラユ世界」に囲まれた環境において、福建会館と中華総商会といった自治組織を持つのみであり、新たな政治空間のなかで独自の権利を主張することができなかった。一方、分離独立によって少数派に転じたマレー系移民も政治を独占することはできず、さらなる少数派のインド系移民も同様であった。独立当時、何らかの共有された文化的な遺産といったものも見いだすことができなかった。

そのため PAP は、何らかの土着の伝統に代えて、民族性を超えた「普遍的な」原則によって統治の権威を示そうとした。人種や文化による所属ではなく、個人である市民による水平的な連帯によって構成されたシンガポール国民である。その時、採用可能であった国家原則は、反植民地主義、社会主義あるいは共産主義、資本主義的な近代化であった。シンガポールを独立へと導いたのは反植民地主義であったが、革命なくして独立を果たした後においては、建国の神話のレベルまでには至らなかった。社会主義あるいは共産主義についても、左翼勢力および急進的な労働組合は、非合法化および PAP による介入によって壊滅状態となり、南洋大学を中心とした共産主義運動も大学の廃校とともに沈滞した。その結果、残った普遍的な原則とは、英語教育を受けた専門職の社会民主主義者が唱えた資本主義による経済成長主義であった。マレーシア連邦からの分離独立は、初期工業化を歩み始めたシンガポールにとって危機的な経済損失であった。PAP は人々の経済的な危機感

を、経済発展のみによって「生存 (survival)」が達成されるとする成長のイデオロギーにすり替えていった (Chun 1994 : 50)。

独立後の政治は経済学の用語に代替された。「政治課題とは究極的には、いかに生計を立てるか、すなわちすべての国民に公正で平等な勉強と労働の機会を与えて、充実した生活をもたらすことができるかだ (Lee 1962 : 83)」というリーの言葉にそれがよく表されている。国民経済の成長が国家の最大目標となり、物質的な発展の共有が市民として共有すべきものとなった。

経済発展には資本主義に適った価値と態度を身につけた規律正しい労働者が欠かせない。国家の経済成長と企業の利益の達成のためには、労使と政府の三者の間で「信頼感と協力関係 (trust and co-operation)」が求められた。1968年、1982年、1984年の三度の労働関係法規の改定によって「チーム・シンガポール」と政府が呼ぶ労働環境ができあがった。雇用側の裁量が増加し、労働者の就業時間、有給休暇などの利益は減少した。

PAP政府は、シンガポールの人々に物質的な消費水準の比較優位を達成しようとする願望として、「競争力 (competitiveness)」の概念を植え付けることに成功した。この「競争力」の第一歩は、子供の教育であった。教育での高い成果が経済における高い報酬と地位を保証するものであり、イギリスの教育システムを取り入れた GCE システムは、各人の能力に関する「自己評価の証明書」となった。さらに「競争力」は、社会の公正さと個人の成果を求める「実力主義 (meritocracy)」のイデオロギーとなっていった。この「実力主義」は、市民の社会経済的な環境の相違や階級としての不平等を、才能や努力の多寡といった個人レベルにおける成否の問題と見なすようになった。「実力主義」言説は、個人のアイデンティティ形成において、いかに成功した/しなかったかという自己弁明として大きな役割を持っている。「競争力」と「実力主義」は、「個人化 (individualization)」を促した。これらの価値観は日常性の次元では、個人的な子供の学校での成績や住宅や車を購入する能力の成否として、人々に内面化されていった (糸林 2000 : 96-98)。だが人種・エスニシティ研究の視点から、シンガポールにおける「国民的アイデンティティ (national identity)」の形成やその強度を見ると、普遍主義的な国家原則にもとづく経済的な成功は、あまり強い絆とはなりえていない。

植民地体制下で生まれ PAP 政権に温存された、三つの人種背景の異なった文化から形成された社会であるという「多人種主義 (multiracialism)」は、次のようなイデオロギーである。まず「人種」は家長制的な出自原則によって厳格に定義される。さらにある人種は固有で永続的な文化を持つ。またこの人種による文化は固有の人種の言語を持つと考えられる (Siddique 1989 : 572)。この多人種主義を通じて国民の構成を見ることで、住民間の相違は減少していく。たとえば標準華語の使用促進のために中国系集団の母語を規定し、メディアを動員したキャンペーンを実施することで、方言の相違や出身地域別の文化的差異は一つの集団として均質化されていく<sup>2)</sup>。同様にマレー系住民間の相違も、イスラーム教において定義されつつ、ムラユ人種の母語としてマレー語を規定することで減少していった。

## (2) コミュニティ自助組織と権限の削除

多人種主義は、観察可能な文化のあり方として、また政策立案時の国民カテゴリーとして機能してきた。実際、国民の祝日は三つの人種ごとに振り分けられている。政府に支援された各種行事を見てもシンガポールの文化は三つの人種/文化からなる国であるという印象を強く持つ。

政府からは人種上の境界線で分離された集団への権限の付与がある一方で、文化以外の領域では、各人種集団には他のすべての集団への偏見や選好のない「中立性」が求められる。学校教育においてそれぞれの人種集団の「母語」を守り、促進することが求められる一方で、人種を基準にしたいかなる異議申し立ても政府機関は受け付けけないとの姿勢をとる。欧米の文脈において多文化主義 (multiculturalism) は、差別的に扱われてきたエスニック少数派や他の少数派が権限を付与されることを意味するが、シンガポールの多人種主義においては、一見、人種グループごとのバランスを乱さない範囲で、平等に権限が与えられているように見えても、実際は各人種グループが平等や中立性の原則を崩すことなく各グループの利害関係の異議申し立てを政府機関に行うことは困難であり、実質的には、多人種主義は、「権限の削除(disempowerment)」の手段となってしまう(糸林 2000 : 193-204)。

1981年、PAP政府はマレーの経済的達成の不平等は、資本主義的成長を確保するために是正しなければならない、だが個々人の能力や実力主義の原則を崩したくないというジレンマのなかで、MENDAKI(マレー開発協議会)の結成を後援した。1989年にSINDA(インド人開発援助評議会)、1992年にCDAC(華人開発援助評議会)が設立された。これらは公的に「コミュニティ自助組織 (community self-help organizations)」と呼ばれる。各人種コミュニティに向けて教育成果の低い家庭に基金から援助が行われる。その基金へは労働者の加入する「中央貯蓄年金(CPF)」から基金に充当されている。

人種別ラインに沿ったMENDAKIのようなコミュニティ自助組織は、「共同体主義 (communitarianism)」の導入による「自己に先立つ社会 (society before self)」のような主張によって、その存在を正当化する根拠を手に入れた。PAP政府が90年代になって躍起になって攻撃した「ハイパー個人主義 (hyper-individualism)」のような西洋文化の浸食に対する対抗であった。こうした個人主義は、西洋諸国の持つ病理、高い犯罪率、失業率や離婚率、労働倫理を阻害する高水準の福祉政策とその結果の過大な財政赤字に由来すると見なされた。シンガポール社会はアジアの社会であり、シンガポール人はアジア人であるとの主張がなされた(White Paper 1991 : 1)。西洋に対して、アジアは個人の権利や所有について、共同性の利害関係がそれに並ぶ。また個人主義に対しては、コミュニティと家族が差し挟まれる。道徳的に退廃した西洋の個人主義に対して道徳的に「善」のアジアの個人主義という二分法である。

1990年代において、PAP政府が多人種主義を想像上の「人種一文化」政策として推進しながら、今度は共同体主義としてシンガポール人としての国民的アイデンティティの方向性を大きく変更したことは、イデオロギーの「接合 (conjuncture)」であり、北米・西欧地域の経済的な停滞と逆に台頭しつつあるアジア太平洋地域へと視点を移動させた「アジア化」の結果である。しかし実際には、シンガポールにおいて「共有された」経験を構成するのは、正確には英領マラヤの時代に形成され、

多人種主義国家としてのナショナル・ヒストリーから除外されたものである。

### 3 「人種」としてのシンガポリアン

#### (1) 「CMIO」分類とセンサス

シンガポールではすべての住民に「人種」の記載のある身分証を携帯する義務がある。そこには、「CMIO」分類、すなわち Chinese/Malay/Indian/Other の4つのいずれかの記載がある。「CMIO」分類は、住民間に生得的に生物上の相違が存在するとの前提の上に立つ制度である。PAPの指導者は独立時に、シンガポール国民は三つの主要な人種分類から構成されるとする「CMIO」分類に基づいた「多人種主義」を採用した。だがここで疑問となるのは、シンガポールの「多人種主義」は、イギリス植民地体制の遺産の継承であり、PAPの指導者も十分な再検討なしに、その分類を今日まで受け継いできたのではないかという点である。

シンガポールにおいてこの「CMIO」分類の由来を知る手がかりは1871年から1957年まで実施されたセンサスの報告書である。1921年の報告書を見ると、添付された質問票には19×21インチの大きさに合計17の設問がある。人種はそのうちの一つである<sup>3)</sup>。

1819年のスタンフォード・ラッフルズの上陸までに、イギリスはインドを始め、中国沿岸部、マレー半島を植民地統治下に置いていた。シンガポールの市街を開発して、移民を呼び寄せる時、イギリス政庁は単に「インド人 (Indians)」ではなく、“Klings and other Southern Indians”と呼んでいる。ゴム栽培に適した従順な労働力を豊富に持つ南インドのインド系の人々のことである。これは短縮されて“Southern Indians”となったが、日常の使用ではプランテーションの「労働者」を意味した (Vlieland 1932: 8)。

ところが1921年のセンサスでは、“Bengalees and Other Natives of India”が北インド出身者の「人種」分類とされた。しかし、慣習上は“Bengalees”自身は東部のベンガル領出身者を指す言葉であり、必ずしも“Indians”には含まれない。“Punjabis”も同様である。植民地当局のセンサスの便宜上の分類は、このように当時の慣習上の分類とかなりの相違があった。

初期のセンサスで中国系の移民は、“Chinese”と“Cochin Chinese”の二つのみに分類された。それが1921年からは、“Cantonese”, “Hokkien”, “Hailam”, “Kheh”, “Straits-born”と“Teochew”に分類された。さらに“Hokchiu”と“Hokchia”。“Hin Hoa”, “Kwongsai”, そして“Northern Provinces”が付け加えられた。1901年以降のセンサスでは、6つの大分類が一般的になった。それは“European and Americans”, “Eurasians”。“Chinese”, “Malays and Other Natives of the Archipelago”, “Tamils and other natives of India”。そして“Other Nationalities”があった。だが1921年のセンサスでは、大分類の“Malays and Other Natives of the Archipelago”は、ただ“Malays”となった。同様にして、“Europeans”, “Eurasians”。“Chinese”, “Indians”, そして“Others”と短縮された。21年のセンサスにおいて監督官 (superintendent) であった J. E. Nathan<sup>4)</sup> は、報告のなかで「この六つの大分類の人種分類は、これ以上分類できない」と注釈をつけている (Nathan 1921: 70-85)。

これらセンサスの報告書を通じて見てみると、少なくとも東洋学による人種主義が導入された1921年の報告書以前は、監督官が代わるたびに分類基準が変更され、「人種」分類は、現地の慣習上の分類からも、また学術的な理由からも定義づけられたものではないことがわかる。移民のその多くは「国籍」が明確でない場合、出身地域の主要な話者を持つ「言語」が「人種」名とされ、国籍が明確な場合も世界情勢の変化によってたびたび見なおしが行われた。1931年のセンサス監督官であったC. A. Vlielandが、報告のなかで「東洋人は人種についての明確な考えを持っていない」(Vlieland 1932: 74)と述べているように、センサスの「人種」範疇とは、イギリス側からの一方的な人種主義にもとづく「名付け」であり、大英帝国の勢力図の反映であったといえよう。

## (2) 多人種主義の源流

1824年の英蘭協定によってマレー半島の領有権をイギリスが獲得し、東インド諸島が完全にオランダのものとなると、1837年、ペナン(1786年から領有)、マラッカ(1795年に領有した後、1818年に一旦返還)、シンガポールは「海峡植民地 (Straits Settlements)」と呼ばれるようになった。だが1894年には「マレー連合州 (Federated Malay States)」が、1909年には「マレー非連合州 (Unfederated Malay States)」が形成され、シンガポールを含むマラヤは極めて複雑な統治下におかれることになった。

植民地化以降の東南アジアの一つの重要な特徴として、ファーニヴァル (Furnivall, J. S.) の有名な「複合社会 (plural society)」論がある。複合社会とは「二個以上の構成要素が混合しているのではなく、各々が一つの政治的統一の中で互いに相接して存在している社会諸組織を含むもの」であり、また相互の共通意思の欠如という特徴をもち、経済生活においては「共通な社会需要」の欠如がその特徴とされる (Furnivall 1956: 304-305)。これは質を異にする文化を持つ人種別コミュニティが融合せずに、互いに競合するモザイク的状况を指し示した言葉であった。その中では三つの社会階層、上層部 (ヨーロッパ人)、中間層 (華僑や印僑)、そして下層部 (土着原住民) が見られる。東洋外国人は中間層を占める存在として、社会的地位や経済的役割が重視され、土着住民の前資本主義とヨーロッパ人の近代資本主義とを橋渡しする仲介者とみなされていた。

この「複合社会」論はこれまで「文化的多元主義 (cultural pluralism)」と総称されるアプローチの一つであり、英領マラヤの人種間関係の研究の主要なものであった。これは文化あるいはエスニシティの相違は、「所与」のものであり、植民地状況における「介入」や「階級」問題を重視しない立場であった。

ここでの疑問は、イギリス植民地主義の拡大のなかで植民者の帝国主義の世界観や人種的なイデオロギーが、英領マラヤの多人種主義の発生において大きな役割を果たしたのではないのだろうかという点にある。現在見られるマレー系と中国系、インド系の住民間の敵意や競合関係は、実際には植民地主義イデオロギーによって促進されたものではなかったのだろうか。またモザイク化した植民地状況において、「白人」による階級支配を維持するために、ムラユ支配層の統治制度が操作され、複合社会の「人種」問題を生じさせたのではなかろうか。

## 4 スズ鉱山の開発と植民地主義イデオロギー

### (1) マレー半島のスズ鉱山の開発

イギリスおよびアメリカの工業化において、英領マラヤのスズおよびゴム産業の重要性が指摘されてきた。国際市場に主導された輸出志向型の第一次産業の導入および発展は、それまでの生業農産物中心のムラユ社会を大きく変貌させた。またスズおよびゴム産業の発展のために、中国人やインド人などのアジア移民の導入だけではなく、植民地社会の政治的な統御と産業を支える社会制度の導入が必要であった。

海峡植民地の経済発展に刺激されて19世紀のマレー半島ではスズ鉱山の大規模開発が行われた。スズはすでにペラやスランゴールで産出されていたが、イギリスにおける缶詰生産の需要拡大とともにブリキ板の製造とともに、ヨーロッパ向けのスズの輸出が、1840年代のペラやスランゴールの鉱山で大幅に増大した。現在の西マレーシアのほぼ中央部にあるペラ地域は、ラルトにおいて、1848年にムラユ人首長ロン・ジャアファルが鉱脈を発見したことに始まり、それを契機に中国人クラーイーが大量にペラ地域に入り込んだ。当時、わずか3名だった中国人は、62年には2万から2万5千人、72年には4万人にも達した(Report on Larut 1874)。こうした中国人労働者は、相互扶助組織である同郷団体の幫に属していた。急速な中国人人口の増大により、スズ鉱山での開発利権をめぐる中国人集団間の抗争が、ムラユ支配者間の抗争にも発展していった。ペラのラルトでは、1861年、水の供給をめぐり、義興会に属していた惠州客家と海山会に属していた広州客家とのあいだで衝突がおこった。多数派の海山会は、義興会のメンバーを追放することに成功し、それを支援したムラユ人首長のガ・イブラヒムは、ペラの要職であったオラン・カヤ・ムントリに任じられた。ペラでは、スルタン・アリ(Ali al-Mukammal Inayat Shah, 在位1865~71)のあと、ラジャ・ムダ・アブドゥラーが即位しようとしたが、ムラユ人首長は、ブンダハラの子孫のラジャ・イスマイルを推した。ラジャ・イスマイルは、ガ・イブラヒムを味方につけ、1872年には海山会とも同盟した。これに対して、ラジャ・ムダ・アブドゥラーは、自らをスルタンと称してペナン政庁に働きかけた。ムラユ社会では、王位継承をめぐり抗争が起こることは珍しくなかったが、19世紀後半のマレー半島では、スズ鉱山の利権をめぐって、中国人社会の抗争とも連動して、海峡植民地全域の内紛へと拡大していった(Andaya 1982: 149-150; Low 1850: 502)。

このスズ鉱山の開発が引き起こした「ラルト抗争」は、マレー人支配層によるスルタン位継承争いと秘密結社間の政治的混乱に乗じて締結した「パンコール条約」(1874年)と、後述するイギリス人初代ペラ理事官であった「バーチ殺害事件」(1875年)、同事件関係者の処罰と反英勢力に対する武力制圧といった一連の事件に連なっていく。イギリスによる領域的介入政策である。

1873年、海峡植民地知事に就任したアンドリュー・クラーク(Andrew Clark)は、中国人結社を巻き込んだペラ王室の王位継承問題の解決に乗り出した。74年1月、ペラ沖のパンコール島に、ラジャ・ムダ・アブドゥラー側の当事者のみを招集して、パンコール条約を締結させた。この条約によって、アブドゥラーがペラのスルタンとして承認され、一方スルタン代行のラジャ・イスマイルは退位させられ、若干の所領と年金が支給されることが決まった。また、同条約により、ペラに

「理事官 (British Residents)」制度が導入されることになった。

だがパンコール条約のうち、「ペラのムラユ人の宗教と慣習以外のあらゆる問題の処理に際しては、イギリス人理事官の助言のもとにおこなわれる」という第二条について、スルタン側とイギリス側の間で大きな解釈の相違があった (Andaya 1982: 154-156)。一般にムラユ社会では、最終的な意志決定は、スルタンと首長層を成員とする御前会議 (ムシュアラ) での合意に委ねられてきた。スルタン・アブドゥラーはイギリス人理事官の役割を過小評価していたのに対して、イギリス側はスルトンの権限をムラユ人の宗教と慣習に関する問題に制限することで、それ以外の権限はすべてイギリス人理事官が掌握するものと解釈していた (C. 1512)。

1874年9月、セイロンでの行政経験を持つバーチ (J. W. W. Birch) が初代のペラの理事官となった時、彼の使命は条約では曖昧なままであった理事官の地位や権限に実質的な内容を与えることであった。それは第一に、イスマイルが所有していたレガリアを取り上げてアブドゥラーの継承を正統化すること。第二に、各地の首長から徴税権を奪うこと。第三に、首長の収入源であった犯罪者への罰金徴収と司法権を奪うことであった。

ここでまず問題となったのは徴税権であった。スルタン・アブドゥラーは、すでにペラの徴税権をシンガポールの中国人に10年契約で請け負わせていた。それに対してバーチは、スルトンの徴税権はパンコール条約によってイギリス政庁に帰属するとして、無効を宣言した。バーチはペラの徴税制度を改変して、各村長はその地方の首長ではなく、イギリス人理事官にたいして徴税の責任を負うとした。さらに司法権についてもイギリス側が任命した判事がスルタンに代わって司法権を行使するものとした。

こうしたイギリス人理事官による徴税権や司法権の再編成が進むと、スルタン側もようやくパンコール条約の真の意図を認識するようになり、スルタンや首長層の間で不満が高まっていった。1875年11月、スルトンの放った刺客によってパシール・サラにおいてバーチは殺害された。こうした事態に直面したイギリス政庁は、迅速に対応した。インド、海峡植民地および香港からの軍事力の支援を受けてペラを占領し、バーチ殺害の主犯を死刑に、スルタン・アブドゥラーとイスマイルの両者を裁判なしに流刑に処した (Andaya 1982: 159-162)。

このバーチ殺害事件を契機に、イギリス側はムラユ人支配層の協力を取り付けながら統治するスタイルに変更していった。後任のヒュー・ロウ (Hugh Low) は、ムラユ人支配層を取り込んだ新たな行政制度を創設することにし、1877年、「参事会 (Council)」制度を設けた。ペラの参事会は、ムラユ人の王族と貴族、イギリス人理事官と副理事官、中国人代表で構成された。参事会は、ペラの立法、司法、行政にかんするあらゆる事柄を処理する機関となった。

同じ頃、イギリス側はスランゴールやヌグリスンピランにも介入していった。スランゴールでは、1874年の海賊事件の防止を口実に、スルタン・アブドゥル・サマドに理事官制度の導入を承諾させた。ヌグリスンピランでもダト・クラナとダト・バンドルの二人の首長間の対立を利用して、イギリスはダト・クラナへの支持の見返りに理事官の派遣を受諾させた。こうして1890年頃には、イギリス政庁は、ペラ、スランゴール、ヌグリスンピラン、パハンという四つのムラユ諸国に理事官制度と参事会制度を導入して、自らの支配下に置くことに成功した。1895年7月、4つのムラユ諸国

の支配者を招集して、連合協定を締結した。その内容は、ムラユ人統治者はそれぞれの国における権限を保証されるかわりに、イギリスの保護下に一つの連合体である「マレー連合州」を形成するというものであった。

## (2) 植民地主義イデオロギー

英領マラヤでは、南および東アフリカのようなイギリス人入植者のコミュニティは形成されず、また「文明化への使命」を持ったキリスト教伝道者のコミュニティも存在しなかった。そのためイギリスは、植民地支配がムラユ人の「原住民社会」へ多大な利益をもたらすことを強調することが重要となった。それは「法と秩序」であり、封建的なマラヤの政治体制に比べて「良い政府」を提供することであった。統治者であるスルタンや有力な貴族、そして一般の農民や奴隷といったムラユ社会内部の封建的な範疇を、資本主義化のプロセスのなかで奴隷制を廃止し、ムラユ社会の「ブンフル/クトゥア (Pengkulu/Ketua)」といった旧支配層出身のエリートを通じた間接統治のなかで階級的な差異へと変化させていった。さらに「良い政府」との対比で「マレー」支配層の無能力ぶりと「欠如」を強調することは近代化への端緒となった。

ここでは二人の植民地行政官、ペラ第二代理事官 (1889-96) およびマラヤ総督 (1896-1901) のフランク・スウェッテナム (Frank Athelstane Swettenham : 1850-1946) とパハン (Pahang) 第二・四代 (1896-1900, 1901-05) 理事官のヒュー・クリフォード (Hugh Clifford : 1866-1941) による、『英領マラヤ (British Malaya)』(1920) と『沈黙の向こう側 (The Further Side of Silence)』(1904) などの著作を通じて、植民地主義イデオロギーの特徴を見てみたい。

スウェッテナムとクリフォードの著作から読みとれる植民地主義イデオロギーには次の五つのものがある。第一に、帝国主義者の「膨張」イデオロギー。第二に、「良い政府」のイデオロギー。第三に、合理的な介入のための人種主義的なステレオタイプ。第四に、軍事力行使のイデオロギー。第五に、ムラユ/非ムラユ関係へのイデオロギーである。

第一の帝国主義者の「膨張」イデオロギーについて見てみると、まずパンコール条約の締結へと導いたものは、現地社会のスズ貿易を巡るペラと秘密結社の無秩序であったが、植民地の秩序の樹立には西洋の文明的なやり方でイギリスが介入する必要がある。スウェッテナムとクリフォードの両者とも実利主義であるか理想主義であるかに関わらず、ムラユ社会には自ら封建的な諸制度を改革して社会の秩序を確立し、19世紀の進歩の時代に自ら発展する能力がないと見なしていた。

スウェッテナムは、「ムラユ人がこれまで経験しなかった独立と幸福と繁栄を植民地支配は与えた」ことを手放して賞賛し (Swettenham 1920 : 305)、クリフォードも西欧が600年かかった変化を、植民地が20年で遂げたことに拍手喝采した (1929 : 192)。両者のマラヤに関する著作はイギリス本国において、植民地支配を正当化する根拠としてたびたび取り上げられて引用された (Gailey 1982 ; Chew 1966)。

第二の「良い政府」のイデオロギーについては、ムラユ人支配層は、急速に発展する植民地経済に無関心であり、特に商業や産業振興に熱意を持たなかった点に両者は着目した。スウェッテナムは、「ムラユの民衆は数に数えられない」、「彼らは受け身で、指導者に従属することを認めている」

(Swettenham 1895 : 252) と述べている。クリフォードも、ムラユ社会が「良い政府」を持つことは期待できない。したがって、植民地政庁はスルタンの専政からムラユ民衆を自由にして、人々に「自治」を与えるとことができると考えていた (Clifford 1916 : xi ; 1966 : xvii)。スウェッテナムはより実利的に「富の鉱山」であるマラヤの発展には、「秩序と安保による平和」、「コミュニケーションの手段を開く」、「労働者を導入する」、「新興企業への投資を促進」の四つが必要条件であるとする (Swettenham 1942 : 102)。

この「良い政府」は、経済的な側面だけでなく、職業倫理や資源の有効利用においても責任を持つと考えた。これは「進歩」を「文明」と同義で用いることであった。上流階級出身の英国紳士が導く「良い政府」は、暗い西欧中世を経て経済発展に成功したイギリス政府がお手本であり、公正さと専門性による植民地行政が植民地社会へも必ず利益をもたらすと確信していた。クリフォードは、「白い皮膚」を持ったイギリス人による英国流の植民地統治が、ムラユ社会から敬意を得て、その人種関係にも良い結果をもたらすと考えていた (Clifford 1926 b : 27)。一方、スウェッテナムが主張するのは、「資本投資」の保護であり、その保全能力に欠けるムラユ社会の構造的な欠陥の指摘であった。両者とも他の東洋の社会と同様に、怠惰で放縦なムラユ支配層は、あたかも子供のように扱う必要があり、西洋の諸制度の導入によって「良い政府」へと導く道筋を示す必要があると考えた。こうしたイデオロギーのもとで、政庁はペラへの理事官制度の導入を決定し、一方、自信を喪失したラジャ・ムダ (Raja Muda) は、植民地体制下の政治的安定への道を選択した。

第三の合理的な介入のための人種主義的なステレオタイプについては、進歩と文明、帝国主義の責務とともに、マレー社会を「怠惰な原住民 (lazy native)」と決めつける主張が繰り返された。

二人とも謎に満ちたエキゾチックなムラユ世界に「複雑であればあるほど、困難であればあるほど、研究に没頭し」魅せられていた (Clifford 1903 b : 123 ; 166 : 56 ; Swettenham, 1967 : 207-208)。クリフォードは、ムラユ人の悪霊 (jin, hantu, bajang) や呪医 (bomoh) に中世の西欧を見いだすとともに (Clifford 1916 : 40)、無垢で、丁重で、信頼のおける気高さを持つ小作農を賞賛した。その一方で、ムラユ支配層に西欧中世の暴君を重ね合わせた (Clifford 1916 : 103-114, 272-298 ; 1929 : 140-169)。スウェッテナムも同様に「幸せな無知 (blissfully unconscious)」を賞賛した (Swettenham 1967 : 208)。彼にはムラユ文化への強い関心があった。それはムラユの祭り、川釣り、亀卵狩り、闘牛、闘鶏などであり、ギリシア神話の「ロトパゴス (至福の境地に暮らしていた人)」を想起している (Swettenham 1895 : 220)。またムラユの布や短剣 (kris)、織物など伝統工芸品への強い興味と収集の逸話がある (Swettenham 1895 : 46-47, 118-119)。

だがその一方で、熱帯の自然の恵みに溢れたマラヤでは食物の獲得のために費やす労働はわずかであり、暑さは活発な活動を妨げる。両者とも熱帯環境がムラユ人を「怠惰」にしている理由であると結論づけている (Clifford 1916 : 151 ; Swettenham 1920 : 136-137)。

クリフォードは、ムラユ社会の後進性の理由を封建的な社会制度に求めた。マレーの天才とは模倣の才能であり、独創性ではない。彼は、マレーの劣性の理由を人類と動物、植物が大きく異なるように、もっとも人類は一つの種であるが、それぞれが異なったラインの上で進化したことにあると考えた (Clifford 1965 : 12)。熱帯の豊かな資源とその環境のためにムラユ人は軽い仕事で得られ

る成果以上の物を求めない。彼らの貧困は、中国人やインド人に比べて、勤勉さや商才の欠如にあるとする。植民地経済の近代的セクターとしてのスズ鉱山やゴム・プランテーションの開発には、ムラユ人以外の労働力が「移民」として求められることになった。

植民地統治では、植民者の「マレーの劣性 (Malay inferiority)」の認識は、マレー半島における植民地支配と人種の多様性管理のための原則となった。政庁によるムラユ社会支配層への間接統治、政治的年金の給付、貴族層の植民地官僚機構への吸収、さらにムラユ支配層の上に、「英語」教育を受けた多人種の現地人からなる統治機構を作り上げていった。また「マレーの劣性」の主張は、移民労働者の積極的な導入の格好の理由となった。植民地支配の進展は、近代的セクターに中国人、インド人の移民を呼び込むとともに、貿易と産業の拠点は中国人が多数派を占めるペナンとシンガポールに限定された。複合社会の「人種階層のヒエラルキー」とは、政治経済的に支配的な集団と従属的な集団といった全体として階級に基づく人種関係への変換であった。

第四の軍事力行使のイデオロギーについては、経済的に発展した西欧先進国が、道徳的にも劣った土着社会に対して明示的に「優越性」を示すという意味で、帝国主義を象徴するものである。

クリフォードは、マレー語やムラユの文化を理解しないバーチが殺害されたことは当然であるとし (Clifford 1926 b : 6-7 ; 1966 : 266-267)、道徳的に未熟で自尊心が強い 13 世紀の西欧中世のままであるムラユ社会は、19 世紀の果実を受け止められない (Clifford 1966 : 12) と考えた。一方、スウェットナムは、バーチ殺害事件は「すべての変化を疑いと不信の目で見ると」ムラユ社会の進歩を拒む保守的な性格によると考えた (Swettenham 1895 : 230)。

1875 年のバーチ殺害事件は、ムラユ支配層の反乱としての白人殺害事件がイギリス植民地統治の名誉と威信の問題と同等に扱われた例である。主犯の絞首刑とサルタンと上位首長の追放は、ムラユ支配層に政庁への抵抗が徒労に終わったことを示した。政庁は武力行使に際してヨーロッパ人からなる軍隊の派遣を本国に求めた。白人の軍隊によって土着の精神に直接訴えかけて、事件の早期決着を図るためである。

最後に、第五のムラユ/非ムラユ関係へのイデオロギーについて見てみる。クリフォードは、白人の持つ気高さ、勇敢さ、忠誠心、寛容心は、ムラユ人に対して「人種的優越 (racial superiority)」を示している (Clifford 1926 b : 27) と見ており、スウェットナムは、政庁がいくら法令を制定しても、他の移民とは違い、ムラユ人の身体には高い道徳性を植え付けることができないと見ていた (Swettenham 1920 : 305)。彼は、中国人やインド人は、ムラユ人の社会的な地位の向上に何ら役割を果たしていないと述べるとともに、土着のマレーは劣った人種、アジア移民は優れた人種として、アジア移民のマレー社会への貢献を期待した (Swettenham 1907 : 37)。このことは、ムラユ/非ムラユという人種区分を植民地政策に導入し、ムラユ人の利益を中心に政策が遂行されるべきであるとしながらも、植民地体制のなかからムラユ人を締め出していった。

植民地行政官の持つムラユ人種へのステレオタイプが、非ムラユ移民との二分された敵対と緊張の関係のなかで、人種ラインを明確にしていった。その中で二重経済による労働分業、すなわちムラユ人は地方での生存農業に従事し、アジア移民は近代的セクターの雇用労働者という見方が一般的になっていった。植民地当局は、旧エリート層の子弟を植民地行政の官吏として訓練し、行政機

構の中へ登用して植民地体制の安定を図ろうとした。ムラユ人支配層は、一部の英語教育を受けた親英派を除きほぼ一掃され、経済的権益も剥奪され、その多くが年金生活者と化した。

## 5 複合社会論からポストコロニアリズムへ

マレー連合州は、19世紀末から1929年の不況期まで、スズとゴム産業によって世界で最も経済的に繁栄した地域であった。植民地政庁は、経済成長が続くかぎり自由放任主義 (laissez-fair) を政策の特徴としてきた。政治的にはムラユ支配層の平定とアジア人移民のイデオロギー的な基礎づけに重点が置かれた。植民地政策の基本は、ムラユ社会の繁栄を名目上の目標としたが、実際は人種別コミュニティの代表を個別に取り扱った。そのため人種別コミュニティ間には、経済的な分業体制だけでなく、相互の連絡関係が「欠如」していた。貿易、商業、鉱業、プランテーションといった近代産業の中核は、ムラユ人ではなく、西洋人、中国人、インド人に独占された。それがひとつたび経済的な不況に見舞われると、不足する諸資源を巡る競合状態が人種別集団間に発生した。エスニシティの複雑さと社会経済的な変動が重なり合うことによって、「複合社会 (plural society)」論が指摘した複雑なモザイク状の社会状況が生み出されたのである。

この「複合社会」的状況は、今日では「多民族社会 (multiethnic society)」という言葉に置き換わっているが、植民地期において、さらにポスト植民地期においても、住民の分類として行政の実践のなかで引き継がれてきた。マレーシアにおいては、「ブミプトラ (bumiputra)/移民」の範疇として、またシンガポールにおいては、「CMIO 多人種主義」としてである。

「文明」と「野蛮」、 「植民者」と「被植民者」、 「白人」と「現地人」、 「前近代性」と「近代性」といった認識論的で存在論的な境界設定、 および地政学的な中心と周縁の絡み合いのなかで、新たな共同性を創り出そうとする営みが、新興諸国の国民形成であり、植民地時代との関連において複合社会状況の見直しの作業が「ポストコロニアリズム (post colonialism)」である。

前章で検討した二人の植民地行政官の著作に共通して見いだされたのは、ムラユ社会への強い興味やマレー語の理解の上で、ムラユ社会の持つ神秘的でエキゾチックな性格であった。マラヤの自然や景観は、両者に清純な喜びとともに、経済的な無尽蔵の資源として見いだされた。ムラユ人の慣習や儀礼、伝統工芸を通じてのムラユ人の気質や社会への洞察。マラヤにおけるイギリス植民地統治の評価など、であった。二人の理想主義と実利主義の相違を超えて、植民地主義者の持つイデオロギー上の類似性が多く見られた。

両者の視点の類似性は、新しい土地を開墾＝入植することとは、何もなかった原住民の土地に西洋の文化を根付かせることと同義となる。そのような視点は、コロニアリズムにおける文化的同一化がはかれると同時に、被植民地の「ネイティヴ＝他者」を「下位のものとして位置づけ、『欠如』とする発想に基づく」、植民地主義イデオロギーの産物といえよう (Rey 1998: 58)。

ポストコロニアリズムは、地政学 (geo-politics) に基づく「レイシズム (人種的他者性に基づく差別)」を、文化現象の根底に認める研究方法である。その特徴は次の二つが挙げられる。第一には、現代の「第一世界」のネオコロニアリズムが「第三世界」の経済的な収奪や文化的な支配によって、

「第三世界」の位置を固定化しようとしていることに対する異議申し立てである。第二には、ヨーロッパ文化の歴史を振り返って、文化的テキスト内部に刻印された植民地主義言説や人種的他者の表象に注目し、帝国主義への抵抗のための言説として読み直すことである。

ともすれば、歴史は編年的な秩序に出来事を位置付けることに尽きると考えられてきた。それに対してポストコロニアリズムは、こうした歴史認識が既に破綻しているという点から出発する。植民地体制は、植民地支配者と被植民地支配者の両方に、消しがたい痕跡を残す本質的なものであって、植民地体制は、植民地住民だけでなく植民地宗主国人をも、徹底的に改編してゆく過程である。

植民地体制は、西洋とその他、白人と有色人、先進国と後進国、といった範疇を作り出してきただけでなく、新興国が民族や国民という同一性を構成する上で重要な役割を果たしてきた。しかし、ポストコロニアリズムの視点からは、このような範疇や同一性を懐疑せざるをえない。なぜなら植民地体制における範疇を、分析の基本として無批判に受け入れる研究は、密かに植民地体制を再認し保存しているのではないかという疑いからである。

ここで問われるべきは、これまで分析の枠組みと考えられてきた人種・エスニシティ、国民、アジア/西洋などの範疇と地理的な領域のあいだの内属関係である。植民地体制下で抑圧された人々のナショナリズムの主張では、これまでである土地や領域への内属は当然視することができた。民族自決には土地への内属が契機として含まれていて、先住民の権利の主張は土地への内属にその正当性を求めてきた。しかし、この数十年間ほどのエスノナショナリズムの台頭は、ある土地へ内属しているという主張の下に、土地への内属を持たない人々を排除する運動として排外主義と歴史修正主義、反移民運動や外国人労働者排除運動を生んだ。これは土地や伝統、文化への内属が温存された植民地体制の再認である。だからこそ、シンガポールにおいて共同体主義やアジア化が台頭してきた現在、植民地体制の範疇を再認し保存するのではなく、CMIO 多人種主義の範疇を横断して、これら多人種主義の構築性やムラユ範疇の成立そのものを問う研究が、今ほど要望されている時はない。

## 注

- 1) 本研究は科学研究費補助金(課題番号 14651067)による研究成果の一部である。
- 2) インド系住民のなかで60%の話者を持つタミル語は、人種の母語とされた。だが多言語話者からの抗議を受けて、インド系集団だけは人種の母語が、ヒンディー語、パンジャブ語、ベンガル語に拡大された。
- 3) 国勢調査の調査員(enumerator)は、男性で、調査対象となる人種集団の出身者が担当した。
- 4) J. E. Nathan とは、英領マラヤの文官で東洋学の見地から人種の分類を試みた最初の人物である。報告の前書きには、他にも R. O. Winstedt と D. Litt が、“aboriginal races”と英領の“Chinese”と“Indians”の専門家として加わり、他に中国学者の A. M. Pountney と、マラカのババを専門とする Shellabear が執筆に加わったとある(Nathan 1921, p. vii)。

参考文献

- Andaya, Barbara Watson and Leonard Y. Andaya  
 1982 *A History of Malaysia*, London: Macmillan.
- Chun, Alien  
 1994 “From Nationalism to Nationalizing: Cultural Imagination and State Formation in Postwar Taiwan”. *Australian Journal of Chinese Affairs* 31 (1994): 49-69.
- Clifford, Hugh  
 1903a *In Court and Kampong*, London: Richards Press.  
 1903b *A Free Lance of Today*, London: Methuen.  
 1904 *Further India*, London: Lawrence & Bullen.  
 1916 *The Further Side of Silence*, New York: Doubleday Page.  
 1926a *A Prince of Malaya*, Edinburgh: William Blackwood and Sons.  
 1926b *In Days that are Dead*, New York: Doubleday Page.  
 1929 *Bushwhacking and Other Asiatic Tales and Memories*, New York: Harper & Brothers.  
 1966 *Stories by Sir Hugh Clifford*, (Selected and introduced by William R. Roff), Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Furnivall, J. S.  
 1956 *Colonial policy and practice: a comparative study of Burma and Netherlands India*, New York: New York University Press.
- 糸林誉史  
 2000 『シンガポール・多文化社会を目指す都市国家』 三修社。
- Lee, Kuan Yew  
 1962 *The Battle for Merger*, Singapore: Ministry of Culture.
- Low, James  
 1850 “Observations on Perak”, *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, vol. 4.
- Nathan, J. E.  
 1922 *The Census of British Malaya, 1921*. London: Dunstable and Watford.
- Parliamentary Papers (C. 1512)  
 1876 *Further Correspondence Relating to the Affairs of Certain Native States in the Malay Peninsula. Report on Larut for the year ending 31st December*.  
 1874 From H. B. M. Assistant Resident of Perak, to the Hon’ble Colonial Secretary, Singapore: 21.
- Rey Chow (周蕾) 本橋哲也訳  
 1998 『ディアスポラの知識人』 青土社。
- Siddique, Sharon  
 1989 “Singaporean Identity”. In *Management of Success: The Moulding of Modern Singapore*, edited by Sandhu and Wheatley. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Swettenham, Frank  
 1895 *Malay Sketches*, London: John Lane.  
 1907 *The Real Malay*, London: John Lane.  
 1920 (1906) *British Malaya: An Account of the Origin and Progress of British Influence in Malaya*, Fourth Edition, London: John Lane.  
 1942 *Footprints in Malaya*, London: Hutchinson & Co.  
 1967 *Stories and Sketches by Sir Frank Swettenham*, Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Vlieland, C. A.  
 1932 *British Malaya: A report on the 1931 census and on certain problems of vital statistics*, London:

Crown Agents for the Colonies.

White Paper

1991 *Shared Values*, Singapore: Singapore National Printers.